

# 豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本業務は、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、第5次豊明市総合計画などとの整合を図りつつ、豊明市における人口の現状と将来の展望を提示する「人口ビジョン」、これを踏まえて、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定支援業務について、公募型プロポーザル方式により参加者に提案を求め、実績・知識・創意工夫等を総合的に評価し、本市にとって最も優れた事業者の選定手続きについて必要な事項を定める。

### 2. 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 豊明市 行政経営部 企画政策課
- (4) 委託期間 契約日の翌日から平成28年2月5日まで
- (5) 委託金額 9,720,000円（消費税相当額を含む）を上限とする。

### 3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成26・27年度の豊明市入札参加資格者名簿に登載されている者で、当該委託業務の公募の日から落札者決定の日までの間に、国又は愛知県内の地方公共団体において指名停止若しくはそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 当該委託業務の公募の日から落札者決定の日までの間に、豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）及び豊明市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（豊明市長、豊明市教育委員会教育長及び愛知県愛知警察署長の間で平成24年12月25日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定を受けた者、又は再生手続開始の決定を受けた者は、申立てをなされていない者とみなす。

#### 4. 公募に対する質問

当該委託業務に関して質問がある場合は、以下のとおり提出してください。

- (1) 提出期限 平成27年4月22日午後5時まで
- (2) 提出方法 電子メール (kikaku@city.toyoake.lg.jp)
- (3) 回答方法 平成27年4月24日までに豊明市公式ホームページ（企画政策課内）へ掲載します。

#### 5. 提出方法

- (1) 提出期間  
平成27年4月10日から平成27年4月27日まで  
上記期間のうち土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- (2) 提出書類

公募型プロポーザル参加申込書	様式1 ・代表者印等を押印のこと
業務経歴書	様式2 添付書類 ・契約書の写し
配置予定体制調書	様式3 添付書類 ・配置予定者の健康保健証の写し ・資格を証明する書類の写し
企画提案書	任意様式 ・審査項目について必ず提案を行うこと ・A4版で20頁以内（A4-10枚） ※A3版は4頁（2枚）分とし、A4に折ること A3版の両面使用は不可とする
業務工程表	任意様式 ・A3版1枚 ・それぞれの分担を明示すること
見積書	任意様式 ・A4版1枚 ・積算の内訳を記載すること

※ 指定の様式は、豊明市公式ホームページからダウンロードすること。

- (3) 提出先 豊明市 行政経営部 企画政策課に持参すること
- (4) 提出物 正1部（添付書類添付）、副13部
- (5) 申請に係る費用は、申請者が負担し提出された申請書類は返却しない。

## 6. 審査

### (1) 審査方法

本プロポーザルでは審査会を設置し、書類審査（一次審査）及びプレゼンテーション（二次審査）により受託候補者を選定する。審査員の合計得点の最も高い者を第一位の候補者として、次点の者を第二位の候補者として選定する。なお、合計得点が最も高い者が複数となった場合は、審査員の審議によって候補者及び順位を決定する。

### (2) 評価項目は次のとおりとする。

審査評価項目		
評価項目	(詳細)	配点
①事業者の実績	過去10年の総合計画等の関連業務の実績	60
②技術者の能力・体制	スタッフの能力、業務実施体制	60
③基礎調査	効果的な調査対象・手法、人口ビジョンへの有効性・実効性	60
④人口ビジョン	推計・分析手法及び要因把握の視点	120
⑤総合戦略	効果的な策定体制・プロセスの提案、本市の特徴を活かした提案、創意工夫、PDCAサイクルの手法、実効性	120

### (3) 一次審査（書類審査）

参加資格者から期限までに適正に提出された提案について、審査員（12名を予定）の書類審査により上位3社程度を選考する。

※一次審査の選考結果通知5月13日（水）発送予定

### (4) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査で選考された事業者により審査員へのプレゼンテーションを行い、契約候補者等を選考する。

- ① 日時・会場 5月18日（月）午後（詳細は別途通知する）
- ② 出席者 3名以内 管理技術者は必ず出席のこと
- ③ 実施方法 プレゼンテーション20分以内 質疑応答10分以内
- ④ 使用備品 プレゼンテーション時のスクリーン及びプロジェクターは、市で用意しますが、それ以外の備品は各自で用意すること。

### (5) 審査結果

一次審査及び二次審査の結果は、個別に通知するとともに、豊明市公式ホームページに掲載します。

## 7. スケジュール

プロポーザル公募の開始	平成 27 年 4 月 10 日 (金)
公募に対する質問の締切	平成 27 年 4 月 22 日 (水) 回答 : 4 月 24 日 (金)
プロポーザル公募の締切	平成 27 年 4 月 27 日 (月)
一次審査結果通知 (書類審査)	平成 27 年 5 月 13 日 (水)
二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング) ※一次審査により選考された者のみ	平成 27 年 5 月 18 日 (月)
二次審査結果通知、候補者決定	平成 27 年 5 月 19 日 (火) 以降

## 8. 担当課

豊明市 行政経営部 企画政策課 (担当者 : 小川、矢野)

〒470-1195 豊明市新田町子持松 1 番地 1

TEL : 0562-92-8318 (直通)

E-Mail : [kikaku@city.toyoake.lg.jp](mailto:kikaku@city.toyoake.lg.jp)

市 HP (企画政策課内)

URL : <http://www.city.toyoake.lg.jp/kikaku/>

# 豊明市総合戦略策定支援業務仕様書

## 1.委託業務名

豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託

## 2.業務目的

本業務は、まち・ひと・しごと創生法に基づく国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）及び豊明市人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」という。）を策定するために、専門的な基礎調査などの支援を目的とする。

## 3.委託期間

契約日の翌日から平成28年2月5日までとする。

## 4.担当部課及び納品場所

豊明市役所 行政経営部 企画政策課

## 5.業務内容

業務内容は以下のとおりとするが、業務を限定するものではなく、契約締結前に候補者と企画提案された内容により協議のうえ決定する。なお、本業務を実施するにあたり、内閣府地方創生推進室が示す「地方人口ビジョン策定のための手引き」及び「地方版総合戦略策定のための手引き」を勘案し、総合計画、関連計画などを把握したうえで行うこと。

### （1）基礎調査（人口動向、地域経済状況）

- ① 若い世代を対象に結婚・出産・子育て、進学・就労（U I Jターン）、居住地（転入・転出）に関する市民意向調査（アンケート調査）を行う。
- ② 市内外の事業所を対象に拡張、移転、雇用などに関する意向調査（アンケート調査）を行う。

### （2）人口ビジョン策定支援

人口ビジョンの期間は、平成72年（2060年）とし、総合戦略の設定年度である平成32年度（2020年）、第5次豊明市総合計画の最終年度である平成37年度（2025年）を含む中間年次の結果を記載する。

#### ① 人口の現状分析

- ・ 総人口や年齢3区分別人口、出生数、死亡数、転入数、転出数等の時系列の状

況の分析

- ・ 性別・年齢階級別の自治体間（東京圏、関西圏、県内）の人口移動状況の分析
- ・ 産業別の就業状況や雇用状況など人口動向に関連する事項についての分析
- ② 将来人口の推計
  - ・ 国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計
  - ・ 日本創生会議の推計に準拠した推計
  - ・ 市が独自に出生率や移動率などについて仮定値を変えた総人口推計の比較
  - ・ 将来人口に及ぼす自然増減、社会増減の影響度の分析
  - ・ 現状の傾向のまま人口が推移した場合の、将来の地域住民の生活や地域経済、地方行政に与える影響についての分析又は考察
  - ・ 地域経済状況と動向についての分析
- ③ 人口の将来展望
  - ・ 将来展望に必要な調査・分析
  - ・ 目指すべき将来の方向
  - ・ 人口の将来展望

### （３）総合戦略策定支援

人口ビジョンを踏まえ将来の方向性を具現化し、実情に即した効果の高い施策を実施していくために、以下の事項について策定の支援を行う。

- ① 基本目標の設定
- ② 講ずべき施策に関する基本的方向の明示
- ③ 具体的な施策及び重要業績評価指標（K P I）の設定
- ④ 事業効果を検証・評価・改善するための仕組みの構築

### （４）会議等の運営支援

以下の会議等の策定体制やプロセスの提案、会議資料の作成、会議録の作成について支援を行う。

- ① 豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会
- ② 豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部会議
- ③ その他総合戦略策定作業部会

### （５）人口ビジョン及び総合戦略の編集

グラフ、イラスト、写真を盛り込み、わかりやすいレイアウトの編集をし、人口ビジョン、総合戦略及び概要版の原稿データを作成する。

## 6. 成果品

- |  |      |
|--|------|
| ① 基礎調査報告書  | 50部  |
| ② 人口ビジョン及び総合戦略（A4版 カラー印刷）                                  | 50部  |
| ③         〃                                 概要版（A4版 カラー印刷） | 50部  |
| ④ 上記成果品の電子データ（電子式記録媒体：CD-R等）                               | 1セット |
- ※ 成果品の電子データ形式は、マイクロソフト社のWord、Excel又はPowerPointを基本とし、これ以外の形式の場合は、事前に了承を得ること。

## 7. その他

- ① 委託期間において、本業務内容全般を常に把握している技術担当者を置き、円滑に業務を実施すること。
- ② 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、豊明市に帰属する。
- ③ 本業務にあたり使用する図表、データ、イラスト、写真などの著作権・使用权等の権利は、受託者にて許可を得ること。また、その一切の責任を負うこと。
- ④ 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- ⑤ この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ双方にて協議するものとする。